

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 55
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	第1種製造者の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
概要	市長は、第1種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該第1種製造者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第11条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第11条3項 都道府県知事は、第1種製造者の製造のための施設又は製造の方法が、同法第8条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	